

公益財団法人鹿沼市農業公社 役員の報酬に関する規程

沿革

平成 7年 4月 1日制定	平成 9年 12月 22日改正	平成11年12月27日改正
平成12年12月25日改正	平成13年 2月 22日改正	平成13年12月25日改正
平成14年12月26日改正	平成15年11月28日改正	平成16年3月29日改正
平成24年9月3日改正		

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿沼市農業公社役員（以下「役員」という。）に対して支給する報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の計算)

第3条 月額報酬を受け取る役員となったものは、その日から報酬を支給する。

2 前項に規定する役員が退職、失職又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

3 前各号の規定により月額報酬を受け取る役員の報酬を計算して支給する場合は、その月の現日数により日割り計算によって支給する。

(報酬の支給期日)

第4条 月額報酬を受け取る役員の報酬の支給期日は、公益財団法人鹿沼市農業公社給与規程第5条第2項の規定によるものとする。

2 日額報酬を受け取る役員の報酬は、用務従事後に支給する。

(賞与)

第5条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する月額報酬を受け取る常務理事に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常務理事に対しても同様とする。

2 賞与の額は、月額報酬を受け取る常務理事が基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常務理事が受けるべき報酬月額に、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内の期間における月額役員報酬を受け取るに至った日からの在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 3か月 100分の100
- (2) 2か月15日以上3か月未満 100分の80
- (3) 1か月15日以上2か月15日未満 100分の60
- (4) 1か月15日未満 100分の30

(適用除外)

第6条 市職員が役員を兼ねる場合は、この規程による報酬等は支給しない。

(報償の支払方法)

第7条 役員及び評議員の報酬は、その金額を現金で、理事会及び評議員会に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月22日)

(施行期日)

この規程は、平成9年12月22日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日)

この規程は、平成11年12月27日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成12年12月25日から施行し、改正後の財団法人鹿沼市農業公社役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(賞与の額の特例)

- 2 平成12年12月にこの規程による改正前の財団法人鹿沼市農業公社役員の報酬に関する規程第5条の規定に基づいて支給される役員等の賞与の額が、改正後の規程第5条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の賞与の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる賞与の額に加算した額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける者の平成13年3月に支給されることとなる賞与の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額から前項の規程に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

附 則（平成13年2月22日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月25日）

- 1 この規程中第1条の規定は平成13年12月25日から、第2条の規定は平成14年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の財団法人鹿沼市農業公社役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

（賞与の額の特例）

- 3 平成13年12月に第1条の規定による改正前の財団法人鹿沼市農業公社役員の報酬に関する規程第5条の規定に基づいて支給される役員の賞与の額が、改正後の規程第5条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の賞与の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる賞与の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける者の平成14年3月に支給されることとなる賞与の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

附 則（平成14年12月26日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成14年12月26日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の財団法人鹿沼市農業公社役員の報酬に関する規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、

同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

附 則(平成15年11月28日)

(施行期日)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日)

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月3日)

(施行期日)

この規程は、平成25年1月4日から施行する。

別表第1(第2条関係)

職 名	区 分	報酬の額
理事長	日 額	5,000円
副理事長	日 額	5,000円
常務理事	月 額	250,000円
理 事	日 額	5,000円
監 事	日 額	5,000円